

マレーシア

意匠規則

2013年6月24日PU(A)182により改正

2013年7月01日施行

目次

序

- 規則 1 引用及び施行
- 規則 2 解釈
- 規則 3 規定手数料及び追徴金
- 規則 4 様式
- 規則 5 意匠の登録出願
- 規則 6 書類の言語，翻訳文及び翻字
- 規則 7 分類
- 規則 8 名称，住所，国籍及び居住地
- 規則 9 共通の代表者
- 規則 10 書類のサイズ等
- 規則 11 意匠の番号
- 規則 12 新規性の陳述
- 規則 13 先の開示として認知されない開示
- 規則 14 優先権の主張宣言及び先の出願の翻訳文
- 規則 15 表面模様の繰返しから構成される表示
- 規則 16 登録に対する承諾
- 規則 17 他の物品等に係る関連出願
- 規則 18 出願日の付与及び通知
- 規則 19 方式要件及び審査
- 規則 20 登録証
- 規則 21 登録簿登録事項
- 規則 22 登録内容の公告
- 規則 23 登録存続期間の延長
- 規則 24 回復請求
- 規則 25 回復に対する異議申立書
- 規則 26 譲渡，その他の記録請求
- 規則 27 修正の申請又は取消の請求
- 規則 28 裁判所に対する請求
- 規則 29 裁判所命令
- 規則 30 出願及び登録意匠の補正
- 規則 31 裁量権及び審理を受ける機会
- 規則 32 代理人の任命
- 規則 33 代理人の登録

- 規則 34 書類を請求する権原
- 規則 35 証拠
- 規則 36 法定宣言書及び宣誓陳述書
- 規則 37 証拠免除の権限
- 規則 38 不備の修正
- 規則 39 書類の署名
- 規則 40 送達のための住所
- 規則 41 非就業日
- 規則 42 書類及び物の提出及び送達
- 規則 42A 書類及び物の電子的提出
- 規則 42B 電子的提出の条件及び要件
- 規則 43 期間延長の請求
- 規則 44 登録簿閲覧の時間
- 規則 45 謄本又は抄本の請求
- 規則 46 提出書類の閲覧

附則 1 手数料

序

意匠法 1996 の第 47 条により付与された権限の行使によって、大臣は以下の規則を制定する。

規則 1 引用及び施行

- (1) 本規則は、1999 年意匠規則として引用することができる。
- (2) 本規則は、1999 年 9 月 1 日に施行するものとする。

規則 2 解釈

(1) 本規則において、次の事項は、文脈上別段の解釈を必要としない限り、それぞれを意味する。

「局」とは、意匠登録局又は意匠法(以下「本法」という)第 5 条に基づいて設立されたその支局を意味する。

「優先日」とは、本法第 17 条に規定の優先権の基礎となる先の出願日を意味する。

(2) 本規則における条、項又は号への言及は、本法における条、項又は号への言及であるものとする。

規則 3 規定手数料及び追徴金

本法及び本規則に基づいて支払われる手数料、追徴金その他支払は、附則 1 に規定の通りとする。

規則 4 様式

- (1) 本規則にいう様式は、附則 2 に掲載されるものである。
- (2) 印刷された様式の複写は、登録官により無料で提供されるものとする。

規則 5 意匠の登録出願

(1) 意匠の登録出願は、規定手数料を伴い意匠様式 1 によりなすものとする。

(2) 出願は、出願人により又は規則 32 にしたがって出願人により任命された代理人により、署名されるものとする。

(3) 出願人が意匠の創作者である場合は、出願はその旨の陳述書を含むものとし、出願人が意匠の創作者でない場合は、出願は、意匠の創作者の各々の名称及び住所を明示し、登録に対する出願人の権利を正当化する陳述書を伴うものとする。

(3A) 出願が次の場合、代理人は、規定手数料を添えて意匠様式 1 及び意匠様式 10 を提出する。

(a) (2) にしたがって代理人により署名されており、その代理人により出願がなされる場合又は

(b) (2) にしたがって出願人により署名されているが、代理人により出願がなされる場合、

(4) 本法第 15 条により 2 以上の意匠が同一の登録の主題である場合は、出願人は、意匠の数を明示し、所定の追加手数料を支払うものとする。

規則 6 書類の言語、翻訳文及び翻字

(1) 意匠登録出願は、マレーシア国語又は英語を使用するものとする。

(2) 本法及び本規則に規定する、登録官に手渡し、送付若しくは提出される書類又は書類の一部が、ローマ字以外の文字又はマレーシア国語若しくは英語以外の言語で記載された言葉が含まれる場合は、登録官が別段の指示をしないう限り、その書類には次のものが伴うものとする。

(a) 各言葉の英語への翻訳文及び必要な場合には翻字を、登録官の納得するように証明又は立証されたもの及び

(b) 各言葉が属する言語に関する陳述書

規則 7 分類

出願は、国際意匠分類による分類及び小分類を表示するものとする。

規則 8 名称、住所、国籍及び居住地

(1) 自然人の名称は、完全な名称で明示されるものとし、法人の名称は、完全な名称の正式呼称により表示されるものとする。

(2) 表示される住所は、迅速な郵便配達を確実にするために完全な現住所であり、電子メールアドレス、ウェブサイト・アドレス、ファックス及び電話番号、(あれば)普及されている有効な通信の形態、方法又は様式を含むものとする。

(3) 出願人の国籍は、出願人が国民である国の名称で表示されるものとし、法人は、その法人が構成されている国の名称及びその会社の登記上の事業所を表示するものとする。

規則 9 共通の代表者

出願が、2 以上の出願人によりなされ、出願人が出願人を代表する代理人を任命していない場合は、次のとおりとする。

(a) 出願人が、出願人の 1 を共通の代表者として指名する。又は

(b) 出願人が、出願人の 1 を共通の代表者として指名しない場合は、願書上で筆頭に示された出願人が、共通の代表者であるものとみなす。

規則 10 書類のサイズ等

(1) 登録官により特定の場合に与えられる命令に従うことを条件として、表示を掲載するすべての出願、通知、書面その他書類であって本法又は本規則に基づいて提出されるものは、次のとおりとする。

(a) A4 サイズ(29.7 センチメートル×21 センチメートル)の強靱な紙であること

(b) 別段の規定がなければ、片面のみに掲載すること

(c) ひび割れ、しわ、折り目がないこと

(d) 写真による直接の複製及び如何なる様式、形態又は方法に関する複製であり、表示が左側約 3 センチメートルの余白を有する片面になされること

(2) 表示は、1 枚複写で提出されるものとする。

(3) 表示が、見本から構成される場合は、見本のサイズは、20 センチメートル×20 センチメートル×20 センチメートル以下とする。

(4) 登録官は、図面又は写真から構成される表示により見本を代替することを請求することができる。

- (5) 写真及び図面は、12.5センチメートル×9センチメートルのサイズとする。
- (6) 意匠上に語句、文字又は数字が示される出願にあつては、登録官は、それらの排他的使用権の部分放棄を各々の表示に表明することを請求することができる。

規則 11 意匠の番号

- (1) 出願の内容である意匠の各々には、番号を付すものとする。
- (2) 当該番号は、各々の表示側面の余白に示すものとする。
- (3) 同一物体が表示上に異なる角度から表示される場合、番号は、小数点により区分される別の2数字から構成されるものとする。
- (4) 複合出願に含まれる各々の意匠は、異なる番号で示されるものとする。

規則 12 新規性の陳述

- (1) 繊維製品、壁紙その他同種の壁装品若しくはレースに対して又は組合せの繊維製品、壁紙その他同種の壁装品若しくはレースに対して、応用される意匠の模様又は装飾の登録出願の場合の他は、本法第14条(1)(c)の要件である新規性の陳述が各々の表示に掲載されるものとする。
- (2) 新規性の陳述は、各々の表示の1枚目の表面にのみ掲載されるものとする。ただし、登録官が自己の発行する指令書において、表示の1枚目の表面にのみ掲載することが実際的でないとする場合は、当該陳述は当該指令書において登録官が指定する箇所に掲載し、他の陳述書又は権利の部分放棄書と区別されるものとする。

規則 13 先の開示として認知されない開示

出願人が、関連の先の開示につき、出願人の意匠が新規性を有するか否かの決定上本法第12条(3)に基づいて無視して差し支えない可能性のある事実を出願時に承知している場合は、出願人は出願に伴う陳述書において当該事実を陳述するか、又は書面で可及的速やかに登録官に通知し当該関連事実を伝えるかとするものとする。

規則 14 優先権の主張宣言及び先の出願の翻訳文

- (1) 本法第17条(2)にいう宣言は、意匠登録出願時になされるものとし、次の事項を明示するものとする。
- (a) 先の出願日
- (b) (2)に従うことを条件として、先の出願番号
- (c) (3)に従うことを条件として、先の出願に付与された国際意匠分類による分類番号及び小分類番号
- (d) 先の出願が提出された国名又は先の出願が広域出願若しくは国際出願である場合は広域出願若しくは国際出願の対象である国名、及び
- (e) 先の出願が広域出願若しくは国際出願である場合は、出願がなされた官庁
- (2) (1)にいう宣言の提出時に、先の出願番号が不明の場合は、当該番号は当該宣言を含む出願の提出日から3月以内に提出するものとする。
- (3) 国際意匠分類による分類番号及び小分類番号が、先の出願に付与されていない場合又は(1)にいう宣言の提出時には未だ付与されていなかった場合は、出願人は、宣言において当該

事実を陳述するものとし、当該分類番号及び小分類番号の付与があり次第伝達するものとする。

(4) 出願人は、意匠の登録前の何れかの時点で、(1)にいう宣言の内容を補正することができる。

(5) 本法第 17 条(3)にいう先の出願の認証謄本の提出期間は、登録官による請求日から 3 月とし、他の出願につき謄本が既に提出されている場合は、出願人は当該他の出願に対する言及を以て応答することができる。

(6) 先の出願が国語又は英語以外の言語による場合は、出願人は、(5)にいう登録官による請求日から 3 月以内に、登録官の納得するように認証又は立証された、先の出願の国語又は英語の翻訳文を提出するものとする。

(7) 登録官は、優先権宣言を本法第 17 条(5)に基づいて無効とみなす場合は、理由を書面で出願人に伝達するものとする。

規則 15 表面模様の繰返しから構成される表示

表面模様の繰返しから構成される意匠の表示の各々は、完全な模様及び繰返しの縦横の十分な部分を表示するものとし、18cm×13cm 以上のサイズとする。

規則 16 登録に対する承諾

(1) 陛下(Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong)若しくは国家元首の肖像又は国家、州、都市、町、協会、会社、機関若しくは人の紋章、記章、騎士勲章、旗飾りの複製が意匠上に表現される場合において、承諾を与える権原を明らかに有する公人その他人物の肖像又は複製の登録及び使用に対する承諾が提出されていないときは、登録官は、当該意匠登録出願の受理を拒絶するか否かを熟慮するものとする。

(2) (1)にいう承諾が得られていない場合は、登録官は当該意匠登録を拒絶するものとする。

規則 17 他の物品等に係る関連出願

出願が、1 又は 2 以上の物品に関して既に登録済の意匠の登録に係るものであって、又は意匠の性格に若しくは独自性に本質的に影響を与えるには十分でない調整若しくは変更を施した登録意匠から構成されるものであって、本法第 23 条の保護を請求する場合は、当該出願は、次の事項を含むものとする。

(a) 既になされた登録又は既になされた出願の番号、及び

(b) 当該登録又は出願の主題である意匠の番号

規則 18 出願日の付与及び通知

(1) 登録官は、出願が本法第 16 条の要件を満たすか否かを決定するために、意匠登録出願の審査を行うものとする。

(2) 出願が(1)にいう要件を満たさないことが受領した時点で判明する場合は、登録官は、出願人に対して補正書を提出するよう通知により請求し、当該補正書の受理日を出願日として付与するものとする。当該通知後 3 月以内に補正がなされない場合は、当該出願は提出されなかったものとみなす。

(3) (2)に基づく補正書提出の請求は、書面によるものとし、補正の請求内容を明示するもの

とする。

(4) 登録官は出願日の付与後直ちに、出願日と出願番号が書き記された願書の複写を出願人に送付するものとする。

(5) 出願が提出されたものとみなされなかった場合は、登録官は、書面で出願人に通知し、理由を明示するものとする。

規則 19 方式要件及び審査

(1) 本法第 21 条(5)の適用上、規則 3 から規則 14 までの要件は、方式要件として指定されるものとする。

(2) 登録官が、出願が方式要件の何れかを満たさないと決定する場合は、登録官は、出願人に書面で通知し、当該判定に関して出願人に当該通知日後 3 月以内に意見書を提出する機会を与えるものとする。

(3) 出願人が、所定期間内に、方式要件が遵守されていることに登録官を納得させることができないか又は方式要件を遵守すべく出願を補正することができない場合は、登録官は、出願を拒絶することができ、複合出願の場合は、方式要件が遵守されていない意匠を登録から除外することができる。

(4) 登録官は、出願を受理若しくは拒絶する決定又は当該意匠を除外する決定を、出願人に書面で通知するものとする。

(5) 出願人側の不履行又は怠慢により出願が整備されず、出願日から 12 月以内に登録に至らない出願は、取り下げられたものとみなす。

規則 20 登録証

(1) 本法第 22 条(1)(b)にいう意匠の登録証は、附則 3 に掲載の様式によるものとする。

(2) 本法第 15 条に基づいて 2 以上の意匠が同一出願の主題である場合は、登録官は、各当該意匠の登録証を発行するものとする。

規則 21 登録簿記載事項

登録官は、各意匠に関して、意匠登録簿に次の事項を登録するものとする。

(a) 登録日

(b) (あれば)意匠法第 17 条及び関連する国名又は地域に基づく優先権の請求に従って与えられた優先日

(c) 意匠権者の名称、住所及び送達のための住所

(d) 登録日

(e) 意匠の表示

(f) 意匠に関する新規性の陳述

(g) (あれば)意匠法第 30 条に基づく意匠に影響する権利者又は利害関係人(者)の事項

(h) 本規則 26(2)に基づき行われた記載

(i) 意匠が、満了、失効、取消、取下又は無効となった日

(j) 規則 32 にしたがって任命された代理人の名称、該当する場合は、送達のための住所、及び

(k) その他、登録官が登録簿に記載するに適切とみなす事項

規則 22 登録内容の公告

意匠法第 22 条(2)に基づいて公報に公告されるべき事項に加え、次の事項が公告されるものとする。

- (a) 規則 21 に基づいて登録簿に登録される事項
- (b) 意匠の表示、及び
- (c) 規則 26(1)に基づく登録の所有権の変更に次の事項の詳細を含むもの
 - (i) 意匠の出願番号又は登録番号
 - (ii) 出願日、優先日(あれば)及び登録日
 - (iii) 意匠権者及び新意匠権者及び
 - (iv) 所有権の変更の性質

規則 23 登録存続期間の延長

- (1) 本法第 25 条(2)に基づく登録存続期間延長の請求は、現行期間満了前いつでも規定手数料を以て又は本法第 25 条(3)に基づいて付与される猶予期間に所定の追徴金支払を以て、意匠様式 2 でなされるものとする。
- (2) 登録存続期間の延長を得て、登録官は、附則 4 に掲載される様式で延長証書を交付するものとする。
- (3) 所定手数料の不払による登録失効は、影響を受けるすべての意匠に関して登録簿に登録するものとする。
- (4) 本条規則は、本法第 50 条(2)にいう意匠登録の存続期間の延長にも適用するものとする。
- (5) 支払済の延長手数料は、払い戻されないものとする。

規則 24 回復請求

- (1) 本法第 26 条(1)に基づく失効登録の回復請求は、登録官に対して所定手数料及び請求を裏付ける陳述書を以て、意匠様式 3 上になされるものとする。
- (2) 登録官は、出願を検討の上、本法第 26 条(2)に基づく回復請求に該当することに納得しない場合は、相応に出願人に通知するものとし、通知日後 1 月以内に出願人が審理を受けることを請求しないときは、当該請求を拒絶するものとする。
- (3) 出願人が(2)にいう通知日後 1 月以内に審理を請求する場合は、登録官は、出願人に期限内に書面の提出により審理を受ける機会を与えた後に、当該請求を認容するか拒絶するかを決定するものとする。
- (4) 登録官は、請求の認容を決定する場合は、相応に出願人に通知し、所定手数料、未納延長手数料及び規定追徴金を伴う意匠様式 2 の提出を求めるものとする。

規則 25 回復に対する異議申立書

本法第 26 条(3)に基づく登録意匠の回復に対する異議申立書は、所定手数料を伴い意匠様式 4 で登録官に対してなすものとする。

規則 26 譲渡、その他の記録請求

- (1) 意匠法第 30 条(1)に基づく権利者又は利害関係人(者)の事項に関する登録請求は、次のと

おりになされるものとする。

(a) 登録官に対して意匠様式 5 で、

(b) 次のものを伴うものとする。

(i) 所定の手数料、及び

(ii) 場合によって、譲渡、移転、法の適用又は取引の認証謄本、又は

(iii) 登録官が取引の十分な証明として認める証拠。

(2) 登録官は、登録官が当該請求を裏付けるものとして適切とみなす文書、証書又は情報の提出を、登録官の指示する期間内に、出願人に対して請求することができる。

(3) 出願人は、登録官に対して、(2)に定められた登録官により指示された期間の終了前、又は登録官により先に許容された延長期間の終了前に、意匠様式 13 による期間延長を申請することができる。

(4) 登録官の請求に応じて提出した証書により当該取引が効力を有する場合、申請は、当該証書の正当性を認めた登録官により受領されるものとする。

(5) 意匠法第 30 条(1)に基づく意匠に影響する権利者又は利害関係人(者)の事項を補正する申請は、意匠様式 9 を利用するものとする。

(5) 登録官は、当該請求の完備に納得した場合、適切とみなす登録簿の記入を行うものとする。

規則 27 更正の申請又は取消の請求

(1) 本法第 24 条(3)に基づく登録簿の更正に係る登録官に対する請求又は本法第 27 条(2)に基づく意匠登録の取消の請求は、規定手数料並びに請求人の権利及び根拠の十分な陳述書を伴い、意匠様式 6 上になすものとする。

(2) 請求人が意匠権者以外の者である場合は、(1)にいう請求及び陳述書の複写を意匠権者に与えるものとする。

(3) 意匠権者が、登録簿更正又は意匠登録取消の請求に対して異議申立する場合は、当該請求の受理日から 3 月以内に、当該請求に対して意匠権者が異議申立する根拠の陳述を含む異議申立書を提出し、複写を請求人に与えるものとする。

(4) 異議申立書を提出しない意匠権者は、反論がなかったものとみなす。

(5) 請求人は、(3)に基づいて提出された異議申立書の受領日後 2 月以内に、当該請求人の請求を裏付ける根拠の陳述及びもしあれば、異議申立書で主張される事実であって当該請求人が認知するものを陳述した答弁書を提出することができ、同時に意匠権者に対して複写を与えるものとする。

(6) (5)に基づく答弁書が提出されない場合は、当該請求は放棄されたものとみなされる。

(7) (5)に基づく答弁書が提出される場合は、登録官は、期限内に書面の提出により審理を受ける機会を意匠権者及び請求人に与えた後に、本件を決定するものとする。

規則 28 裁判所に対する請求

(1) 本法第 24 条(1)(a)、本法第 24 条(3)又は本法第 27 条(1)(a)、(b)若しくは(c)に基づく裁判所に対する請求は、申立書によりなすことができる。

(2) (1)に基づく請求の複写は、意匠様式 7 の局に対する提出を以て登録官に提出するものとする。

(3) 本法第 24 条(1)又は(3)に基づく請求は、本法第 22 条(2)にいう公報への掲載日後 1 月以

内に裁判所に対してなされるものとする。

(4) (3)に規定の期限は、当該規定期間の満了に拘らず、当事者の請求を以て、裁判所又は登録官が延長することができる。

規則 29 裁判所命令

(1) 請求人は、裁判所命令が発せられる場合は、当該命令の控えを登録官に対して提出するものとし、登録簿の修正請求の場合は、規定手数料を伴う意匠様式 8 を提出するものとする。

(2) 登録簿は、適宜、登録官により相応に修正されるものとする。

規則 30 出願及び登録意匠の補正

(1) 本法第 19 条(1)又は本法第 40 条(1)に基づく、意匠登録出願又は登録意匠又は関連書類の補正の請求は、所定手数料を伴い意匠様式 9 で行うものとする。

(2) (1)に基づく請求が誤記又は明白な錯誤に係る場合は、請求は、当該誤記又は錯誤が発生した状況を述べる証拠を伴うものとする。

(3) 補正事項又は訂正事項は、すべての利害関係人に書面で伝達されるものとし、登録官は、必要とみなす場合は、当該補正事項又は訂正事項の公報による公告を指示するものとする。

(4) 明白な誤記の訂正は、登録官の自発的判断でなすことができ、その場合は、(3)が準用されるものとする。

規則 31 裁量権及び審理を受ける機会

(1) 登録官は、本法又は本規則に基づいて付与される裁量権を、意匠権者又は利害関係人に対して不利になるように行使する意図については、その旨の通知を送達するものとする。

(2) (1)に基づいて通知の送達を受ける者は、通知日後 2 月以内に、登録官に対して意見書を提出し、当該意見書は登録官により決定に至る過程で斟酌されるものとする。

(3) 意見書が規定期間内に提出されない場合は、登録官は、当該意見書を介さず裁量権の行使を実施することができる。

(4) 当該裁量権行使における登録官の決定は、利害関係人に通知されるものとする。

規則 32 代理人の任命

(1) 本法又は本規則に別段の規定がなければ、何人も局に対する手続において代理人により代表させることができ、代理人は当人かを代表して出頭、提出及び書類の署名をなすことができる。

(2) 登録官に対する手続における当事者になる者が、初めて代理人を任命する場合又は代理人の復代理人を任命する場合は、任命された代理人は、手続において当該当事者の代理人として行為する最初の時点で、又はその前の時点で、正副 2 通の意匠様式 10 を登録官に提出するものとする。

(3) 同一の取引に係るか異なる取引に係るかを問わず、何人も自己のために、同一の意匠に関して、同時に行為する 2 以上の代理人を任命することはできない。2 以上の代理人が掲載されている場合は、登録官は、適正に任命された最新の代理人のみを認知するものとする。

(4) 登録官は、規則 33 に基づいて編集し保管されるマレーシア意匠代理人名簿上に現在掲載されていない者の代理人としての認知を拒絶するものとする。

(5) 登録官は、(2)の場合において、代理人に対しその権限の証拠の作成を請求することができる。

規則 33 代理人の登録

(1) 登録官は意匠代理人名簿を保管するものとする。

(2) 意匠代理人としての登録の請求は、規定手数料を以て意匠様式 11 で登録官に対してなされるものとする。

(3) 意匠代理人名簿に登録を受けるためには、申請人は、マレーシアにおいて居住しているか若しくは居住者であることに又は、マレーシアに主たる事業所を有することに、登録官を納得させるものとし、次のとおりとする。

(a) 1983 年特許法(法律 291)に基づく規則により保管される特許代理人名簿上に掲載されている。

(b) マレーシアのみにおいて開業している弁護士である。又は

(c) 何らかの学問分野で学位を認定され、工業所有権の分野で少なくとも 3 年の経験を有する。

(d) 局の元公務員であることにより工業所有権の分野で少なくとも 7 年の経験を有する。

(4) 登録官は、記録すべき違反行為又は詐欺若しくは不正行為を含む犯罪で有罪判決を受けている者を登録しないものとする。

(5) 登録官は、申請人が意匠代理人名簿上の登録に適格であることに納得の上、当該年の 12 月 31 日に満了する期間に亘り、当該申請人を登録するものとする。

(6) 代理人は、次の場合は、意匠代理人名簿から削除されるものとする。

(a) 最早マレーシアにおいて居住しておらず若しくは居住者でない又はマレーシアに主たる事業所を有していない場合、

(b) 記録すべき違反行為又は詐欺若しくは不正行為を含む犯罪で有罪判決を受けている場合又は

(c) 特許代理人名簿若しくは弁護士名簿から削除され回復されていない又は暫定的に特許代理人名簿若しくは弁護士名簿から削除され回復されていない場合

(7) 意匠代理人としての登録延長の請求は、各年の 1 月 31 日前に規定手数料を以て意匠様式 12 で登録官に対してなすものとする。

(8) 登録官は、(3)及び(4)に規定の条件が引き続き満たされることに納得した上で、意匠代理人登録を、当該年の 12 月 31 日に満了する期間に亘り延長するものとする。

規則 34 書類を請求する権限

登録官に対する何らかの手続の何れかの段階において、登録官は、追加文献、情報又は証拠が自己の決定する期間内に提出されるべきことを指示することができる。

規則 35 証拠

(1) 本規則に基づいて証拠を提出することができる場合は、証拠は、法定宣言書又は宣誓供述書によるものとする。

(2) 登録官は、自己が適切とみなす場合は、特定の場合に、そのような証拠に代えて又は追加して、証言を受けることができ、証人が自己の宣言書又は宣誓供述書により反対尋問を受

けることを認容するものとする。

規則 36 法定宣言書及び宣誓陳述書

(1) 本規則に基づいて提出される又は本規則に基づく手続において使用される法定宣言書若しくは宣誓陳述書は、次のとおり作成され署名されるものとする。

(a) マレーシアにおいては、1960 年法定宣誓法 [法律 13] の規定又は 2012 年裁判所規則 [P. U. (A) 205/2012] に従うこと

(b) 世界のその他地域においては、裁判所、裁判官、治安判事、行政長官、公証人、領事その他法的手続の適用上の宣誓を管理するために当該地域における法律により授権された公務員の面前ですること

(2) (1)により宣言を受ける又は宣誓陳述書を認証することを授権された者の印章若しくは署名が付され、押され、記されていると認められる書類は、当該印章若しくは署名の真正性に係る証拠又は公的地位の若しくは当該宣言を受ける若しくは当該宣誓陳述書を認証する権限の真正性に係る証拠がなくとも採用することができる。

規則 37 証拠免除の権限

本規則に基づいて、人が、何らかの行為若しくは用件をなすことを請求され、又は何らかの書類若しくは証拠の作成若しくは提出を請求される場合であって、相応の理由によって当該行為若しくは用件をなすことができない又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出をすることができないことを登録官に納得させた場合、登録官は、自己が適切とみなす他の証拠の提出を得た上で、自己が適切とみなす条件に従うことを条件として、当該行為若しくは用件をなすこと又は当該書類若しくは証拠を作成若しくは提出することを免除することができる。

規則 38 不備の修正

局における又は局に対する手続上の不備は、登録官が指令する条件下で修正することができる。

規則 39 書類の署名

(1) パートナーシップの代表又は代理の立場での署名を受けるべき書類は、すべてのパートナーの名称を含み、次の者の署名を受けるものとする。

(a) すべてのパートナー

(b) すべてのパートナーの代表として署名する旨を陳述する代表経営者代行者、又は

(c) 書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる代理人その他の者

(2) 会社の代表又は代理の立場での署名を受けるべき書類は、次の者の署名を受けるものとする。

(a) 会社の取締役若しくは秘書役その他の主たる幹部又は

(b) 書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる代理人その他の者

(3) パートナーシップ以外の団体の代表又は代理の立場での署名を受けるべき書類は、当該団体の代表として書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる秘書役又は代理人その他の者。

(4) 登録官は、必要とみなす場合はいつでも、署名権授権の証拠を請求することができる。

規則 40 送達のための住所

(1) 本法第 14 条(2)に従うことを条件として、本法又は本法下で制定される規則の利害関係人は、マレーシアにおける送達のための住所を登録官に提出するものとし、当該住所は、当該手続に係る一切の目的で当該利害関係人の実在住所とみなすことができる。

(2) (1)に拘らず、代理人が任命されている場合は、送達のための住所は、代理人の住所とする。

(3) (1)及び(2)に拘らず、意匠登録出願人のマレーシアにおける送達のための住所は、登録後は、別段の送達のための住所が提出されない場合は、意匠権者のマレーシアにおける送達のための住所とみなすものとする。

規則 41 非就業日

局において行為又は用件をなすにつき本法又は本規則により制定された最終日が非就業日とされる日に当たる場合は、当該非就業日後の最初の日であって非就業日でない日に当該行為又は用件をなすことが合法であるものとする。

規則 42 書類及び物の提出及び送達

(1) 本法又は本規則により請求される又は認められる局若しくは登録官への提出書類又は提出物は、局の通常就業時間中に局に届けるか、登録官宛てに郵便で送付される。

(2) 書類又は物を同封した郵便物に適切に宛先を記載し、準備し、前払いの郵便料金を付して局の登録官宛に投函されて郵便により送付されたものとみなされ、書類又は物は、実際に局で受領された時にされたものとみなされる。

(3) 局への書類又は物の提出は、局に受領された時点でされたものとみなされ、受領が記録される。

規則 42A 書類及び物の電子的提出

(1) 登録官は、本法又は本規則により請求される又は認められる局若しくは登録官への提出書類又は提出物につき、電子的提出のためのサービスを提供することができる。

(2) (1)の規定に基づき提供されるサービスを利用しようとする者は、公式ウェブサイトで一般に公表される通知又は特定の場合に当該サービスの使用を希望する者への通知(電子的手段を含む)を通じて登録官が定める条件及び要件を順守するものとする。

(3) 本条規則に基づき電子的に提出される書類又は物は、その書類又は物が電子的提出システムにより受理された時にされたものとみなす。

(4) 添付する書類又は物で、電子的に提出することが不可能なものがある場合、添付書類又は添付物は、登録官が定める条件及び要件に従うことを条件として、規則 42 に規定する方法で登録官に届けるか又は送付することができる。

規則 42B 電子的提出の条件及び要件

(1) 規則 42a(2)の一般性を制限することなく、電子的提出の条件には次の事項が含まれる。

(a) 書類又は物の電子的提出において順守すべき手続、

- (b) 電子的提出において書類又は物を記録又は格納するための様式又は媒体,
 - (c) 書類又は物を提出する者のデジタル署名の要求を含み, 押印, 署名, 印章又は認証が要求されている書類又は物の真正性の証明方法及び
 - (d) 電子的提出の実行過程が中断された場合に取りべき措置
- (2) 規則 42A の規定に拘らず, 登録官は, 次の場合は電子的に提出された書類又は物の受理又は登録を拒絶することができる。
- (a) 書類又は物に含まれる情報を, 読み取り可能な様式で表示することが不可能な場合,
 - (b) 書類又は物の電子的記録を, 電子的提出システム内に格納することが不可能な場合,
 - (c) 書類又は物の電子的記録が改ざんされているか, 損傷しているか, 不完全であるか, 偽造されていると登録官が判断する場合又は
 - (d) 登録官が定めた電子的提出の条件が順守されていない場合

規則 43 期間延長の請求

- (1) 本法第 43 条に基づく期間延長の請求は, 所定手数料を以て意匠様式 13 でなされるものとする。
- (2) 最大延長期間は規定日から 3 月を超えないものとする。

規則 44 登録簿閲覧の時間

登録簿は, 就業時間中に, 公衆の閲覧に供するものとする。

規則 45 謄本又は抄本の請求

以下の請求は, 所定手数料を以て意匠様式 14 でなすものとする。

- (a) 登録簿上の記入又は書類の認証又は不認証謄本
- (b) 登録簿上の記入又は書類の認証又は不認証抄本又は
- (c) 登録簿上の記入又は書類の認証謄本に伴う登録官の認証

規則 46 提出書類の閲覧

譲渡, 移転その他の法の適用に係る提出書類は, 利害関係人の承諾書を以てのみ閲覧し, 謄本を入手することができる。

附則1 手数料（規則3）

以下の手数料は、出願、登録及び意匠法に基づくその他の事項に関して支払われるものとする。当該手数料は、手数料支払対象である事項の実施前又は実施時に支払うものとする。

第1部

番号	事項又は手続	様式	電子的提出 手数料 (RM)	Manual Fee (RM)
1.	意匠登録出願： 意匠1件につき 意匠特定追加各1件につき (規則5) 出願に含まれる表示の図面の各々の 公告 (規則10及び規則22)	意匠様式 1	480.00 480.00 200.00	500.00 500.00 200.00
2.	登録存続期間延長の請求： 次の事項の第2期間につき (a) 意匠1件 (b) 意匠追加各1件につき 次の事項の第3期間につき (a) 意匠1件につき (b) 意匠追加各1件につき 次の事項の第4期間につき (a) 意匠1件につき (b) 意匠追加各1件につき 次の事項の第5期間につき (a) 意匠1件につき (b) 意匠追加各1件につき 登録存続期間延長請求の猶予期間に 関して本法第25条(3)に基づく追徴 金の支払を要す： 各1月の期間(合計6月以内)につき (規則23)	意匠様式 2	780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 200.00	800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 200.00
3.	登録意匠の回復請求 (規則24) 規則24(4)に基づいて支払う追徴金： 各1月の期間(合計12月以内)につき	意匠様式 3	780.00 100.00	800.00 100.00
4.	意匠回復に対する異議申立書 (規則25)	意匠様式 4	280.00	300.00
5.	次の事項に対する譲渡、移転その他 法の適用の登録請求 (規則26) (a) 登録意匠又は (b) 意匠登録出願	意匠様式 5	各意匠に当り 280.00 各意匠に当り 280.00	各意匠に当り 300.00 各意匠に当り 300.00

6.	登録簿修正の申請又は登録取消の請求 (規則 27)	意匠様式 6	580.00	600.00
7.	請求の複写の裁判所への提出 (規則 28)	意匠様式 7	無料	無料
8.	登録簿修正のための裁判所命令の通知 (規則 29)	意匠様式 8	180.00	200.00
9.	意匠登録出願又は登録意匠の補正請求 (規則 30)	意匠様式 9	180.00	200.00
10.	代理人の任命又は変更及び送達のための住所の変更 (規則 32 及び規則 40)	意匠様式 10	各意匠出願に 当り 80.00	各意匠出願に 当り 80.00
11.	意匠代理人としての登録請求 (規則 33(2))	意匠様式 11	1,280.00	1,300.00
12.	意匠代理人の登録延長の請求 (規則 33(7))	意匠様式 12	580.00	600.00
13.	期間延長の請求： 各 1 月の期間(合計 3 月以内)につき (規則 43)	意匠様式 13	280.00 月当り 300.00	300.00 月当り 300.00
14.	記入，書類等の認証又は不認証謄本 又は抄本の請求： (a) 認証謄本又は抄本 (b) 不認証謄本又は抄本 (c) 認証謄本又は抄本に伴う登録官 の認証 (規則 45)	意匠様式 14	頁当り 10.00 頁当り 5.00 1 認証当り 100.00 謄本又は抄本 頁当り 20.00	1 頁当り 10.00 頁当り 5.00 1 認証当り 100.00 謄本又は抄本 頁当り 20.00

第 2 部 本法で請求されている他の手数料

番号	事項又は手続	手数料 (RM)
1.	公開調査の請求	時間当り 20.00
2.	コンピュータ印刷 (a) 白黒 (b) カラー	頁当り 5.00 頁当り 20.00